

名誉会員推薦基準及び選考方法に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本シミュレーション学会の目的達成及びシミュレーションに係る科学技術に関し多大の貢献をなしている正会員・フェロー会員に与える日本シミュレーション学会名誉会員（以下、名誉会員という）の称号に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 名誉会員の称号は推薦により授与されるものとし、推薦を受ける候補者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 会長が推薦した正会員・フェロー会員
- (2) 会員3名（内少なくとも1名は名誉会員）が推薦した正会員・フェロー会員

(資格)

第3条 候補者の資格は、その年の3月31日において、正会員・フェロー会員歴が合計10年以上であり、第1条の目的に合った70歳以上の者とする。

第4条 候補者の主たる貢献を評価する分野は次の何れかが満たされていれば良いこととする。

- ① 学術的業績による貢献を主として評価する分野（大学・研究所等の会員）
- ② 技術的業績による貢献を主として評価する分野（企業、特に現業部門の会員）
- ③ 上記①②にまたがる分野
- ④ 社会および本会における活動を評価する分野
- ⑤ 上記各項に分類出来ない分野、あるいは総合的な業績

(募集)

第5条 候補者の募集は、毎年1回行うものとする。

(選考)

第6条 候補者の選考は、名誉会員選考委員会において行うものとする。

第7条 名誉会員選考委員会は次の者をもって構成する。

- ① 委員長 1名（副会長兼務）
- ② 副委員長 1名（総務委員長理事兼務）
- ③ 委員 若干名（推薦者を除く1名以上の名誉会員を含み、会員の中から委員長が指名）

(認定)

- (1) 委員会は委員の三分の二以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- (2) 委員会における候補者の決定は出席委員の四分の三以上の賛成を要する。
- (3) 選考の経過並びに内容については公表しない。

(4) 委員会において作成した候補者案は理事会に提出して承認を受けなければならない。

(認定の数)

第8条 名誉会員の認定者数は全正員の3～5%を目処とする。

第9条 理事会は名誉会員選考委員会の報告を受け、名誉会員を認定する。会長は日本シミュレーション学会名誉会員の称号、認定証を授与する。授与は、総会で行うものとする。

(会費)

第10条 定款第10条の規定に基づき名誉会員の会費は免除する。

(維持・継続)

第11条 名誉会員として第1条の目的にかなう活動を継続している場合は、名誉会員の称号を維持・継続することができるものとする。

2 退会、除名又は会員資格の喪失があった場合は、名誉会員の称号を喪失するものとする。

附則 この規則は、2021年8月25日から施行する。

2 この規則は、理事会の承認を得て改正することができる。